

四日市市告示第158号

四日市市学校給食用農産物供給事業費奨励金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市学校給食用農産物供給事業費奨励金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市学校給食用農産物供給事業費奨励金交付要綱（平成23年四日市市告示第400号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(交付対象者)</p> <p>第3条 奨励金の交付を受けることができる者は、農業協同組合又は次の各号のいずれにも該当し、四日市市学校給食アグリサポーターへの登録を承諾する農業者又は農業者団体（以下「農業者等」という。）とする。</p> <p>(1) 市内に<u>住所若しくは所在地又はほ場</u>を有すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(奨励金の交付対象となる事業)</p> <p>第4条 奨励金の交付対象となる事業は、市内のほ場で生産した<u>野菜、果物等</u>（以下「農産物」という。）を給食用の食材として市立小中学校に供給する事業とする。</p> <p>附 則</p> <p>(有効期限)</p> <p>2 この要綱は、<u>令和11年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>(交付対象者)</p> <p>第3条 奨励金の交付を受けることができる者は、農業協同組合又は次の各号のいずれにも該当し、四日市市学校給食アグリサポーターへの登録を承諾する農業者又は農業者団体（以下「農業者等」という。）とする。</p> <p>(1) 市内に<u>住所又は所在地</u>を有すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(奨励金の交付対象となる事業)</p> <p>第4条 奨励金の交付対象となる事業は、市内のほ場で生産した<u>野菜、穀物、果物等</u>（以下「農産物」という。）を給食用の食材として市立小中学校に供給する事業とする。</p> <p>附 則</p> <p>(有効期限)</p> <p>2 この要綱は、<u>令和8年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正は、告示の日から施行する。

(商工農水部農水振興課)